九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

ロシア・ミール論の学説的整理をめぐって：「割替」に関する評価を中心に

桂木，健次

https://doi.org/10.15017/4403521

出版情報：經濟學研究. 40 (1), pp.13-29, 1974-04-30. 九州大学経済学会
バージョン：
権利関係：

ロシア・ミール論の学説的整理をめぐって

——「割替」に関する評価を中心に——

桂　木　健　次

目　　次

1. はじめに
2. 14, 16世紀北部ロシアの黒い土地と農民的土地所有—ドヴィナの例証—
   (1) 黒い農民共同体と貴族「領主」
   (2) 北部ロシア「封建化」把握の視角
3. ロシア・ミールと土地割替
4. 一応の結びと展望

1. はじめに

資本関係の形成が，その歴史的・論理的な前提態として，「労働と所有の本源的統一」＝本源的所有を措定し，またその解体過程を先行させていることは言うまでもない。つまり，㋑「自由な小土地所有」（「小規模家族農業」）ならびに㋺「東洋的コムーネを基礎とするゲマインシャフトリッヒな土地所有」（「アジア的共同体」）の二つの主要な所有形態を解体することであった。

さて，この前資本主義的な社会形態における「私有」（＝「封建的」所有）による労働者（耕作者）の剰余労働の「横奪」をマルクスは，『資本論』において，近代的地代範疇との関連で規定している[1]。マルクスはこの場合，「自由な小土地所有」から構成された共同体にたいする領主制の「横奪」については，西ヨーロッパ諸国の運動に明示的に限定されたものとして「貨幣地代」という範疇規定を与えている[2]。つまり，西ヨーロッパでは，前資本主義的な耕作者は，その最も前進的な形態として「自由な小土地所有」として，つまり生産手段の所有者としてあらわれる。あるいはまた，今だに自分自身が直接に生産手段として，「他の諸生産手段」に所属しているところの，「奴隷・農奴等々」としてもあらわれる。

西ヨーロッパでは，本源的蓄積の対象としてあらわれるのはこの二形態のいずれかであった[3]。経済学のカテゴリーとして，前者は「貨幣地代」，後者には「労働地代」「生産物地代」という余剰労働横奪の表現をとるというのである[4]。

ところで，アジア的共同体が，資本の「創世紀」＝本源的蓄積の対象となっているところでは，こうした範疇は適合しえない。こうした社会での本源的蓄積に先行した「横奪」については，マルクスはあくまでも「資本，近代的地代範疇」を理論的に措定した上で，比喩的な規定として，「租税的地代」という範疇を与えているのである[5]。マルクスはこれについて，『資本論』第3巻第47章で，本源的地代とは別にアジアでの「租税的地代」という範疇規定を次のように識別している。つまり，アジアにおけるように，国家が「土地所有者であると同時に主権者たるもの」として直接に耕作者に対応している場合には，「地代＝租税」である，否むしろ，その場合には地代形態と異なる租税なるものは存在しない，と[6]。

ロシア社会ならびにその原基形態たるロシア・ミールについても，このような見地からこれまで，所有論的ないしは地代論的な接近視角によるさまざまな研究が試みられてきた。マルクスの言葉を借りていえば，ロシア農民は，19世紀の後半に至ってもなお「耕作者の私的所有」ではなく，「農耕共同体」という原古的構成の最新段階での「共有」としての土地を，しっかりとにぎりしめているといわれている[7]。

周知のとおり，ロシア農民のこの共同体的土地所有と利用にかんする見解は，マルクス同時代人，並びに現在に至るまで，研究者たちの間ではさまざまに入りくんだ対立がみられる[8]。

本稿では，H. H. ポクロフスキーの近著『14～16世紀初のロシアにおける国有地農民の土地所有についての文書史料』(ノヴォシビルク，1973年)[9] および E. H. コロチンスカヤの土地台帳研究[10] を参照として，こうしたロシア・ミール論の学説史的整理をおこなうてがかりとして，北部ロシアの黒い土地および黒い農民共同体 волость の「動化」およびその展開の中にあらわれた土地所有についての発展の範疇的な解明を試みることにしたい。

1) マルクス『資本論』第3巻第47章，長谷部訳，河出書房，昭和39年，4分冊，271～297頁。望月清司『マルクス歴史理論の研究』(岩波書店，昭和48年)，第7章第1節参照。

2) マルクス，同上，ならびに『剰余価値学説史』，邦訳『全集』26巻Ⅲ，547～548頁。

3) マルクス『資本論』第1巻第24章，同上版，1分冊，562～563頁，564頁。

4) 1) と同じ。望月氏の考究によると，マルクスは『資本論』では，『要綱』段階からさらに論理を進めて，古代的・封建的地代諸形態を「地代」の近代的範疇から峻別しうる地代論を確立し，これを前提として古代的（＝地中海世界的），封建的（＝中世西欧的）の私的土地所有と支配の体制の解明を行ったといわれる。この指摘から多くの啓示をうけた（同上，491頁)。

5) 6) マルクス『資本論』第3巻第47章，同上，278頁。

7) マルクス「ヴェ・ザスーリッチあて手紙」並びに「草稿」(邦訳『全集』第19巻，386，399，404頁)。

8) C. Goehrke, Die theorien über Entstehung und Entwicklung des "Mir", Otto Harrassowitz. Wiesbaden, 1964.

9) Н. Н. Покровский, Актовые источники по истории черносощного землевладения в России XIV-начала XVI в, Издательство "Наука", 1973.

10) Е. Н. Колотинская, Правовые основы земельного кадарста в России, Издательство московского Унив, 1968, глад. 1. и 6.

2. 14，16世紀北部ロシアの黒い土地と農民的土地所有—ドヴィナでの例証—

(1) 黒い農民共同体と貴族「領主」

ロシア・ミールが原古的構成の時代から19世紀に至るまで継起しているという説は，ベリヤエフ（スラヴ派)，レシコフ（非スラヴ派)，レオントヴィチ（ザドルガ説)，カヴェーリン（歴史法学派）らによって，エヴェルスやハクストハウゼンを系譜して提示された。マルクスは自分の史観からこの継起説を一応摂取したが，これとはまったく異った見地に立つロシア・ミール説もまた，依然として今でも根づよい。ベリヤエフとの画期的な論争でマルクスをして注視せしめたB・チチェーリンをはじめ，ヴェセロフスキー，エフイメンコ，プスコフ，そして現代においては，ゴェールケもまたこの見解にある[1]。

こうした論点の一つに，モスクワ公国またはそれに先行する時代に郷-共同体の「共同体的占有」，農民耕地にたいする郷の処分権を実証

しがたいとし，共同体占有（土地にたいするミールの占有平等性，割替原則および処分権）は近代の人頭税導入に起因して，本質的には領主地に形成された，というのである[2]。我国でも近年，鈴木健夫氏が，19世紀に北部ロシアで「均等土地割替」が採用されて，「共同体的土地利用」がはじめて浸透＝実現したという結論を提出されている[3]。他方では，農民の共同体による耕地の再分割を，人頭税に先立って歴史的にも論理的にも措定して論証しようとした研究もみうけられる。近年ではE・H・コロチンスカヤの前掲書があげられる[4]。

また，ポクロフスキーの前掲書も，モスクワ公国時代並びにそれに先立つ農民共同体の存在，土地経営の実態について，さらには農民の斗争についての貴重な論拠を文書史料の整理にもとづいて提供している[5]。それとともにそれは，学説史的に，「農耕共同体」の規定についての再構成を迫るものであり，コロチンスカヤや1930年代のリヤシチエンコによる慣習的分割と「均等割替」の区別と関連をめぐる問題について[7]，立ち入った考察の必要を促してさえいるのである。

国有地農民 черносошные крестьяне の土地所有史こそ，こうした問題解明の素材となりうると思われる。例えば，ポクロフスキーは発見解読された現存のさまざまな部類の文書史料を綜合的に利用して，その各々の特殊性を配慮して予想しうる誤解をさけるようにすれば，「封建的」所有の形成史，とくにそれにたいする国有地農民共同体の土地所有の原理，性格を十分に把握することが出来る，と結論づけている[8]。

本章では，このポクロフスキーの研究に沿って，黒い土地における農民共同体といわゆる「農民の土地所有」との関連を解明し，そこにおける大貴族（ボヤーリー）領主の搾取，経営形態の範疇的な基礎を提出しておきたい。

大ロシアのうち，中央部の諸公国では「封建的」関係の発達，「領主」の私的な土地掠奪は比較的に高く展開していた[9]。とはいえ，そこでの「領主」といえども形式的には農民に自由な土地移動権を公認し，また不動産登記，移譲証券での取引対象を，「農民の耕作しない土地」に限定していた[10]。これに対し，北部なかんづくドヴィナでは，「領主」の発達は著じるしく低度で，また個々に散在していて，圧倒的な黒い土地に比すれば見劣りのするものであった[11]。もっともドヴィナでも，大ノヴゴロド行政区時代，とくにモスクワ公国による併合（1471，1478年）の直前に，ノヴゴロドとドヴィナの大貴族（ボヤーリー），修導院，教会，聖ソフィヤ家といった「領主」の所有地（ヴラデニヤ）が形成されてはいたが[12]，こうした「領主」は14世紀頃から農民の土地を掠奪して形成されたのである[13]。

ドヴィナの大貴族は，こうしてその地の住民，農民の郷，共同体の中から抬頭しているのである[14]。15世紀頃になると農民共同体の土地所有には「動化」が見られはじめ，共同体成員もしくは成員外の個々人，あるいは郷の上層部の者のもとにこうした土地集中がはじまり，その結果，土地所有者の所有地として「領主経営」の組織化が見られはじめた[15]。ドヴィナの地の「領主」層，ドヴィナ大貴族はこうして一まず構成されたのである。

繰りかえし確認しよう。ポクロフスキーは，C・B・ロジデストヴェンスキーの研究[16]を批判的に摂取しつつ，こうした「領主層」が比較的に富裕な国有地農民たちの間から成り上ったと，指摘しているのである。自分たちの手に共同体の土地を集中したのは，農耕に依存した

農家や村(セロ)の共同体のうちの富裕な成員であった[17]。ここでは，彼らが自分たちの所領することとなったこうした土地または郷で，「奴隷(ホローブ)」ではなくして，隷属農民あるいは共同体成員であった「農民(ポローヴニク)」の労働を使用したという指摘に注目を促がしておきたい。この点はロジデントヴェンスキーの所説への批判としてなされたところである。ポクロフスキーは，この点を強調し，ここにドヴィナ大貴族と共同体農民との間に歴史的に敵対的な矛盾が発生したとみている[18]。この指摘は，ロシア「封建化」の前提としてのホローブ制＝奴隷制を予見する見解にたいする批判として，ロシアが原古的段階から直接「封建制」に移行したことを示唆する意義をもつものである。（これについては後に述べることにしよう）

共同体の土地を擁護しようとする農民とそれを私的に所領しようとする大貴族との間の対立について，ポクロフスキーは，1397年にドヴィナ大貴族による黒い土地の掠奪に際しての事件を紹介しているが，さらにヨリ明確な指示をなした文書史料が，今のところ入手されていないとのことわり書きが付加されている。しかし，いずれにせよ，ドヴィナ大貴族と農民共同体との間の利害関係はきわめて激烈なものがあり，ノヴゴロド大貴族に対するドヴィナの反逆（1342，1367，1397～98年）に際して両者が一時的には「同一」利害に立って団結していたにもかかわらず，当初から完全に相入れないものであったことは明らかであり，そのことを示唆するいくつかの事例が合わせて紹介されている[20]。

ドヴィナのこの反逆は敗北した。それはノヴゴロド大貴族によるドヴィナの土地にたいする強度な利用，およびドヴィナ大貴族上層部の根絶とをもたらした。それまでに部分的にはすでに，ノヴゴロド大貴族はドヴィナの土地利用を限られた内容で行っており，またドヴィナのポモリエの土地資源の摂取として，ノヴゴロド機構による租税の定期的発送の義務付けがなされてはいた[21]。ところで，こうした反逆の敗北による打撃が大きかったとしても，ドヴィナ大貴族が完全に壊滅してしまったのではなかった。15世紀のドヴィナでの裁判事件にかんする証書は，1478年にモスクワ公国によるドヴィナの併合までは，ドヴィナ大貴族がノヴゴロド大貴族ともにこの地の主要な所有地を領有していたことを指示しており，彼らが国有地農民の郷一共同体を犠牲にして，自分たちの所有地を拡張さえしていたという情報を提供している[22]。ポクロフスキーは，エ・アンドリアノフ・イヴァンおよびスタフィー・グリゴリエヴィチやその他の名称をもつ貴族の所有地にちなんだ地名を挙げて，これはこうした郷や村(ポゴスト)で世襲領地の個々が成立していた（勿論その地のすべての郷がこうではないが）ことを証明するものであるとしている[23]。その他に文書史料では，教会，聖ソフィヤ院，ドヴィナ河上流にあるノヴゴロド大僧正の所有地が確証されており，こうした土地所有の発達もまた疑いもなく農民共同体の耕地を犠牲にしてなされたことが指示されているのである[24]。

ところが，1478年に大ノヴゴロドの独立が解体してのち，モスクワ公国によってノヴゴロドとドヴィナの大貴族すべての所領地は没収され大公のものと宣言された[25]。国有地農民の共同体，郷による土地所有(セムリエヴラデーニエ)の役割はノヴゴロド全土で再び増大した[26]。

国有地農民の共同的土地所有，その形態的分析は本章二節にみるように，併合に先立って

も，「領主」による農民の黒い土地の掠奪にもかかわらず，依然大きな役割を果たしつづけていたことに注目すべきであろう[27]。文書史料によると，ドヴィナでは広大なこうした黒い土地が14世紀以来残こっていて，しかも農民共同体の経営がすでに慣習的に耐久力を得ていたことを確証できる。またドヴィナでは領主関係が中央ロシアのようには発達しておらず，黒い土地の至上の所有者，上位共同体の長への従属関係もきわめて弱いものであったことも確証することができる。ドヴィナの国有地農民は自分の土地を無限に使用していたのである[28]。

北部でも中央ロシアでも，黒い土地は，実質的には国有地農民の共同体による土地所有 землевладение として存在していたが，形式的には「封建国家」の所有 собственность にあった。ローマ法的な「所有」概念は表面的にたてまえとしてロシアを支配したのであって，事実上は国有地農民の共同体が無限の力と権利をもっていたことに留意する必要がある[29]。このことについてポクロフスキーは次のよう記述している。

「北部でも中央でも黒い土地は封建国家の所有（ソブーストヴエノスチ）にある。というのは，国有地農民は分領侯＝封建的所有のためにいろいろな税（ポーダチ）を支払っていたからである。黒い土地における農民の封建的な従属は，大貴族，修導院および領主の地におけるよりはずっと弱いものであった。農民共同体 крестьянские общины は，黒い土地では比較的には大きな権利を行使していた。国有地農民とその共同体は，黒い土地を管理する権利さえもっていた。そのうえのみならず，中央ロシアの場合，この権限は分領侯国当局の統制機構の下にあったのだが，北部ロシアの農民は大抵，事実上自分の土地を無限に管理使用して，互いに，または領主の土地を収用していた[30]。」（下線は引用者によって付加したもの）

分領侯＝封建的所有という規定については多少の違和感を禁じえないが，それはさておいて，国有地農民共同体の土地所有の根本原理について解明するのに先立って，誤解をさけるために，次のポクロフスキーの指摘を紹介しておく。国有地農民共同体の土地所有は，「共同体と私的所有との間の妥協形態」である，という指摘である。共同体内部からの私的所有の分離はやっと始まったばかりで，この過程はまだ未完にもかかわらず，すでに郷の上層部に属していた成員の所有者の手に黒い土地の集中と掠奪をもたらしはじめていた。この所有者はこうした自分の土地（スヴオヤ・ゼムリヤー）において隷属農民や「農民（ポローヴニク）」の労働，賦役を使用しはじめていた。しかし彼らは，この所有地を自分の封建的所有に変えることは出来なかった[31]。その理由の一つは，「領主」による土地掠奪に対抗する黒い農民共同体の斗争があり[32]，二つにはすべての黒い土地の「所有者（ソーブストヴエニツ）」である「封建」国家（上位共同体）がこうした変化には反対であって，こうした変化を妨害していたことにある[33]。

1) C. Goehrke, ebenda., SS. 173～180.
2) Ebenda, S. 176
3) 鈴木健夫「農奴解放前の北部ロシアの非領主農民と共同体的土地利用」『早稲田政治経済雑誌』72年228号，96，123頁。
4) Колотинская, там же, стр. 141～142.
5) Покровский, там же, стр. 10～92. 本書の第1章は14から16世紀第一4半期における封建的所有にかんする文書史料の分類と研究に捧げられていて貴重な内容をふくむものである。
6) リヤシチエンコ著『マルクス主義農業経済学』上巻，直井武夫訳，南北書院刊，昭7，317頁。
7) Колотинская, там же, стр. 140～141. リヤシチエンコ，同上，317頁。前者では「人頭税の導入は共同体での…自由で均等な土地割替を根絶

しなかった」，後者では「土地分配の平等性の原則は国家の財政政策，人頭賦課の直接の帰結であった」となっている。

8) Покровский, там же, стр. 10, 226.

9) Там же, стр. 141.

10) Там же, стр. 141, 148.

11) Там же, стр. 148, 227.

12) Там же, стр. 162.

13) Там же, стр. 150～164.

14) Там же, стр. 155.

15) Там же, стр. 156.

16) С. В. Рождественский, Двинсие бояре и двинское хозяйство xiv-xvi вв. Изв. АН СССР, ОГН, 1929. No. 2, 3. ロジデストヴェンスキーの主な論点は，以下の2点である。㋑ドヴィナでのノヴゴロド大貴族の土地経営が1397～98年の蜂起鎮圧によってもたらされた，㋺その経営は「奴隷（ホローブ）」と雇人の労働使用による営利性であったということであった。ポクロフスキーは，オスタフィー・アナニエヴィチの遺言状（1393年），フェドル・オスタフィエヴィチのそれ（1435年）にもとづいて，ドヴィナでのノヴゴロド大貴族経営がすでに蜂起以前にはじまっていたこと，この大貴族一門が所有する若干の大村（クルウイブノエ・セロ），10の小「村（メールコエ・セロ）」の名称こそ，隷属農民が生活していたことの証しであるとして，㋑㋺の論点を批判した。Покровский, там же, стр. 150～151.

17) Тамже, стр. 156.

18) Там же, стр. 150～151, 156. 227.

19) Там же, стр. 156～157.

20) Там же, трс. 154～155；《Новгородская первая летопись старшего и маладшего изводов》 М.—Л., 1950, стр. 391～392.「ノヴゴロド大貴族に対するドヴィナの先頭にはドヴィナ大貴族が立っていた。ドヴィナ軍司令官イヴァンとコーンは，権力を掌握するや，自分の仲間たちと共にノヴゴロド人の郷ならびにノヴゴロド大貴族のそれとを部分的に分割してしまった。〔一時的ではあったが〕ドヴィナ大貴族に引渡された土地は，ノヴゴロド大貴族の所有地だけではなく，またすべての大ノヴゴロドの国有地にあった多くの郷も同様であった。だがこのことはドヴィナ農民の状態悪化をもたらし，ドヴィナの郷共同体の激しい不満をかりたてたに違い。この対立はこの際（ドヴィナ蜂起）運動の弱さの一因となっている」（Покровский, там же, стр, 154）。

21) Там же, стр. 150.

22) Там же, стр. 154～155.

23) Там же стр. 155；《Грамы Великого Новгородаи Пскова》 Под. ред. С. Н. Валка, М.-Л., 1949. No. 134, 194, 214, 215 и др.

24) Покровский, там же, стр. 157～158；ГВН, No. 250, 256, 217（聖ソフィヤ家）；《Акты, собранные в библиотеках и архивах Россійской империи Археографическою экспедичиею императоской Академии Наук т.i. (1954～1958), СПБ., 1836, No. 94. д.》

25) Покровский, там же, стр. 150.

26) Там же, стр. 150.

27) Там же, стр, 162.

28) Там же, стр, 222～223, 227.

29) Там же, стр. 162, 222, 227.；Oliver H. Radkey, The Agrarian Foes of Bolschevism, Columbia Univ. Press, 1962 (First p. 1958), pp. 25～26.

30) Покровский, там же, стр. 227.

31) Там же, стр. 227.

32) Там же, стр. 218. 黒い郷ヴェリ，ペジェムおよびクゥロイの長はノヴゴロド侯や大貴族が掠奪した土地を裁判で取りもどそうと試み（ААЭ, т.i, No. 94, I. II），コクドゥル郷の長は1501年にフェドル・シゥイギンが掠奪しようとした郷の牧場と漁場とを裁判で守り抜いた（Отдел рукописей и древних актов Ленинградского отделения Института истории Академии наук СССР. Собр. грамот. до 1613 г., No. 1/33）

33) Покровский, там же, стр. 227～8.

(2) 北部ロシア「封建化」把握の視角

西ヨーロッパ中世の基底には，「村落共同体」と領主的封建的所有の関係が横たわっている。マルクスは「村落共同体」を「農耕共同体」段階と区別して，「第二次構成」の「新しい共同体」と呼んだ。これは河音能平氏が適確に指摘しているように，農奴的小農が封建的所有に対決し，奪われた「所有」をとりもどし，農奴制

を克服すべくつくり上げた共同組織の地域的な統一体として，「二度目に構成された」ものである[34]。従ってこの共同体は封建的領主の所領内に形成されており，領主から分配された分割耕地を封作者農民の「私的所有（プロプリエーテ・プリヴエ）」とし，付属地（森林，牧場，荒蕪地）を共同体的所有としていた[35]。この共同体は，その原古的な原型から受けついだ標徴的な刻印のおかげで，周知のように全中世を通じて自由と人民生活の唯一のかまどとなっていた[36]。とはいえ，それが原古的な「農耕共同体」段階から比べて，隷属する共同体に変えられていることには相違ない[37]。

北部ロシアの黒い土地の農民共同体では，モスクワ公国に併合される前に，すでに見たように，共同体の内部からの私的所有の分離がはじまり，大貴族「領主」経営を生み出していた。こうした「領主」はその「自分の所領」で隷属農民や小作農の労働を用いていた。共同体農民が付属地で耕作していた「共同体のための賦役労働」が，大貴族の私的掠奪によって，大貴族のための賦役労働に転化していたのである。だが大貴族はその所領を自分の封建的な所有に転化しえなかった。つまり，14，15世紀ドヴィナの大貴族経営では，農奴制という西ヨーロッパ中世に典型な封建的私有には転化しておらず，それに先行する段階としての「賦役労働」が存在していたことになろう。これについてはマルクス『資本論』第一巻第八章での「ドヴィナ諸侯国」の事例が示唆的ある[38]。

ロシア公国は中世後期（16世紀以降）に，世襲領地制（ポメースチエ）と農奴制（クレポストニーチエストヴオ）という「封建的所有」を本格的に確立するのであるが[39]，モスクワ公国時代をも含めて，それに先立つ諸公侯国並立時代をどのように把握すべきであろうか。この問題は歴史学の研究成果に待つ外ない[40]。

（補記）　ロシア「封建制」の研究視角の問題について，マルクスの古代社会等読書ノート，とりわけ M. Ковалевский ノートの研究がぜひ必要である。本稿脱稿後の昨年11月，経済学史学会第37回全国大会における研究報告「マルクスにおける本源的所有とロシア・ミール論」でとりあげたことであるが，コヴァレフスキーが Mogal Empire 時代インドに西ヨーロッパ的規定での封建制をみようとしている点に対するマルクスの批判的評注はぜひ検討に価するものと思われる。この点について，The Ethnological Notebooks of Karl Marx (Assen, 1972) の編者 Lawrence Krader が，アムステルダム国際社会史研究所報 International Review of Social History, 1973, No. 2 に発表した論文 The works of Marx and Engels in Ethnology Compared, ibid., pp. 223—275 は注目すべきであろう。われわれも一昨年来，Совецкое Востоковедение, 1958, No. 3, 5, でマルクスのコヴァレフスキー・ノートを研究してきたのであるが，クラーデルの研究成果に大きくはげましをうけた。とくに，次のマルクスの指摘はロシア「封建制」把握に向うにあたって示唆的である。

「コヴァレフスキーは就中，農奴制がインドにはなく，西欧的な一モメントであることを忘れている。〔耕地管視人（Палграве を参照のこと）の個人的役割については，隷属的身分の農民にだけでなく，自由な農民にも，封建君主のおかげで（管理人の役割として），関与していることである。従って，それはインドでは Wakuf を除き，とるに足りない役割を果している〕〔ローマ的・ゲルマン的封建制に固有の田園文学（Maurer を参照）については，インドでもローマでも存在しない。インドでは何処でも耕地は貴くないので，耕地は平民においては何か譲渡しえざるものであったのだ。〕コヴァレフスキ自身は主な差異そのものに気づいてはいる。つまり，領主裁判権がないこと，特にムガール大帝の帝国における市民権の不在に関して。」つまりマルクスは，インドには西ヨーロッパ封建制の三モメントが欠いているとし，この領主裁判権，市民権の不在の外に農奴の概念の不適合，および上述のような耕地管理人 Vogt の不在を挙げている。クラーデルはこの点の指摘にもとづいて，「マルクスの議論の全体的方向は，インドをヨーロッパ史から区別しよう

とするところにある。西ヨーロッパでのそれの一ヴァリアントとムガールインドのそれとをもって一般的な封建制カテゴリーを考えることは重要なことではない。インドはある特徴では古代ローマと同じくし，またローマは社会，歴史，文化，生産様式等々の一エポックとしてはヨーロッパ封建制と同じくしており，オリエント社会とは異っている。この問題についてはマルクスの全体の方向は人類史を普遍的な段階に区分する図式には反対なのである」(ibid., p. 267) と結論づけている。これはわが国での研究における類型と段階認識についての歴史研究方法論とともに大きな成果であると言わねばならない。この件については，近く発表予定の拙稿「1861年改革の経済的意義にかんする一考察」(学会報告の改稿論文) で全面的に展開しているので，ここでは割愛したい。(昭49年4月)

ともあれ，14～16世紀初めは，「賦役労働」からはまだ「農奴制」(クレポストニーチエストヴオ)＝封建的所有は構成されていない。ポクロフスキーは，大貴族経営で使用されていた労働者を「隷属農民 (завы́симый крестьянин)」，時には「小作農民 (поло́вник)」あるいは「自由な共同体成員 (овобо́дный общциник)」という用語で把えており，「奴隷 (холо́п)」又は「雇人 (наёмный рабо́тник)」ではないと，ロジデストヴェンスキーをきっぱり批判するとともに，自ら決して「農奴 (крепостной)」という用語を使用してはいない。従って，ポクロフスキーは，14，16世紀の農民共同体が西ヨーロッパ諸国でのような，その原古的構成を解体させられて「二度目に構成された共同体」ではないことを論証づけねばならないことになった。彼は，「農民共同体の土地所有」の「動化」(モビリザーツイヤ)について，次のようにドヴィナの郷共同体と関連づけて解明している。

ノヴゴロドとドヴィナ大貴族の土地はモスクワ公国による併合 (1471，1478年) によって没収され，ドヴィナでの大貴族「領主」の土地所有＝経営の歴史はこれで終りを告げた[41]。この大貴族の土地は大公の所有地＝黒い郷に変えられて，農民の実質的な管理と所有に委ねられた[42]。こうして，教会領主などの所領が，今では全ての黒い土地から区別されるところとなったが，その比重はわづかなものであった[43]。従って，ドヴィナの土地所有は，15世紀末にまず第一に，国有地農民の郷，共同体の土地所有としてあらわれたといえる[44]。そしてこの土地の農民は，黒い共同体＝郷共同体に連合していた。この「郷」волость という用語は，黒い土地に共通して北部，中部を問わず使われている集落単位であって，北部ではしばしば「村」(ポゴスチ)「野営村」(スタン)「百人組」(ソトニヤ)の代わりにも使われていた。15，16世紀の郷は，数十の農家から構成されたものが大半であったようである[45]。その外にドヴィナの地では，ヨリ大きな「ミール組織」への郷ミールの合同が確証されており，「ドヴィナの大村」(スロヴオーダ)と呼ばれていた。この大ミールはモスクワの統治でも認められて，その「地方の長」(スタロースチ)を選出していた。個々の郷ミールにも長，百人長，税とり立て人がそれぞれ選出されていた[46]。郷の長と百人長らは，租税(ポーダチ)をとりたて (租税は若干の地では軽く，また時にはモスクワ公国の配慮で全然かけられなかった)[47]，郷ミールの利害を裁判で擁護し，郷成員農民を保護し，諸郷ミールの事業の統一に画参した[48]。

さて，郷共同体の内部では，耕地と付属地の分割にかんして，いわゆる「固有の二重性」の問題はどのようになっていたのであろうか。共同体からの分割をうけた「耕地」(パシニヤ)は，「農家の個人的所有 (личная владения крестьянского двора)」となっていた[49]。これには，屋敷地内の地所 уса́дебная земля́ が加わって，農民は

こうした土地にかんしては，自由に使用，売却，抵当，移譲をなすことができた[50]。共同体はいったん分割してしまうと，農家のこうした土地を処分することもできず[51]，またモスクワ公国からの行政的管理統制も十分行われていなかった[52]。従って農民は農家単位で，共同体からの分割地であったこうした土地を，あたかも自分の私有地のごとくに扱い処分するようになる[53]。農家の耕地（пахотная земля）は通常，遠隔している種々の畑原耕地（пашнья）に「一片の土地（ロストーク）」「条（ポロサ）」「地画（ウチヤーストク）」に分かれていて，旧くからの耕地と並んで森林中（ロースチスチ）の耕地，時には森林を開墾した耕地（パシニヤーポロスシヤヤ・レソム）とがあった。農民がとくに「自分の所有地」として固執して使用したのは，森林中の樹木を伐り払った地面にあった耕地であった[54]。ところで畑原耕地はしばしば全体として「郷の共同地」とみなされたのであるが，個々の農家の間で「条（ポロサ）」に分割され，農家による土地の所有権移転の際に，個別的に「地条耕地」に編入されていた[55]。

文書によると，個々の農家の所有地には，草刈附属地が含まれていて，農家の全ての個々の所有地と一緒にか，もしくは別々に，所有権移転がなされていたことが確証される[56]。

この農民草刈地が，耕地同様に，各々の郷の畑原耕地で，多くの「条」「地画」に分割されはじめている点が注目をひく[57]。この草刈場とは違って牧場に予定された別の付属地 подскотина は，当時，個々の農家の利用もしくは所有地としてではなく，郷農民により共同利用された[58]。

黒い農民は，こうして租税の支払いを条件づけられた「土地の所有権（プラヴオ・ヴラデニヤ・ゼムリユ）」を「自分の所有地」にたいして所有していた。彼らは，この「自分の所有地」でいろいろな取引協定にあたって，実に多くの自由を享受した。これらの土地は，普通の不動産登記証券や権利譲渡証書で売買することが出来たのである[59]。しかし，自分の土地とはいえ，これは西ヨーロッパ中世の「新しい共同体」にいう「耕地の私的所有」の意ではない。郷農民の土地の所有権移転に対する共同体の統制は，時たま行なわれる程度で，ただ租税の土地からの正確な取り立てに関心を持っていただけであった[60]。また，こうした農民による黒い土地の所有権移転に対して，大公の行政的統制も行われていなかった[61]。15世紀末から，普通の証券と区別されて，特殊な農民不動産登記証券が，大公の所有地と宣言された黒い土地での所有権移転に際して普及されはじめ，漸次，大公の領主権の増大が確証されはじめてはいた[62]。しかし，これは黒い農民による自分の土地にたいする管理権を変えることにはならないで，15，16世紀のこの権利譲渡証書には，黒い土地の所有権移転に対する大公の統制の跡かたを一つだに確証することはできない（中央部では小さな取引でもいちいち，大公の倉庫管理人や裁判官の積極的な関与で締結されていた）[63]。モスクワ大公による黒い農民の自由な土地移転に対する制限の企てはずっとのちのことである[64]。

34) 河音能平『中世封建制成立史論』（東大出版，73年（71年初版），287頁。

35) 36) マルクス「ヴェ・ザスーリッチへの手紙」および「草稿」（『全集』邦訳，第19巻，405頁）。

37) 能野聰「《個人的所有》論と歴史学」『歴史学研究』第382号，47頁。

38) マルクス『資本論』第1巻第8章，（同上，一分冊，196頁）。

39) Wolfgang Küttler, Zum Verhältnis von Spätfeudalismus und Genesis des Kapitalismus, in: Genesis und Entwicklung des Kapitalismus in Russland, (ed., P. Hoffman & H. Lemke), Akademie-Verlag, Berlin, 1973, S. 70.

40) 石戸谷重郎「最近のソヴェト史学におけるホローブ研究」『史学雑誌』81—10, 11号76頁。福冨正実氏紹介「ソヴェト史学における奴隷制・農奴制・および東洋的専制国家の諸問題」『東亜経済研究』第41巻2号。
41) Покровский, там же, стр. 163.
42) Там же, стр. 162.
43) Там же, стр. 162, 165.
44) Там же, стр. 165.
45) Там же, стр. 165.
46) Там же, стр. 165～166.
47) Там же, стр. 223. 農民の間で古代からの慣習として распределение податей по земле があった (Колотинская, там же, стр. 141)。
48) Покровский, там же, стр. 166.
49) Там же, стр. 167, 177.
50) Там же, стр. 167. この耕地（畑原）の所有権移転は外庭と一緒にかもしくはそれとは別々に行われていた。
51) Там же, стр. 168. 共同体が農家のこうした土地を処分しえなかったという事実について多くの研究者の注目するところであった（例えば, C. Goehrke, ebenda., SS. 181～183 における整理を参照されよ)。
52) Покровский, там же, стр. 177～178.
53) Там же, стр. 177. 鈴木健夫「前掲」, 98頁。
54) Там же, стр. 168.
55) Там же, стр. 168.
56) Там же, стр. 169.
57) Там же, стr. 169. 文書では, 当時の共同体的利用のもとにあった草刈地についての明確な指摘が不足している。このことから, 多くの草刈付属地にたいする土地所有者の掠奪が, 個々の農家の所有地でなされたことを確証することができる。このことは私的所有の分離が新たにはじまりつつあることを示すものである。なお, シェロン行政区では草刈付属地は依然として郷の共同利用にあった (Там же, стр. 170)。
58) Там же, стр. 169.
59) Там же, стр. 177.
60) Там же, стр. 177.
61) Там же, стр. 178.
62) Там же, стр. 178.
63) Там же, стр. 179.
64) 鈴木氏の指摘するところでは, こうした農民の自由な土地所有権移転にたいする中央政府の干渉は, 17, 18世紀に至ってもきわめて弱く, 1766年の第2次土地境界画定令でもってはじめて, 本格的な干渉がはじまっている。だがそれは, 17世紀以降顕在化した村占有者と呼ばれる大土地所有者に対する規制ならびに黒い土地の保護を目的とするものであるとわれわれには思われる（鈴木「前掲」110～111頁を参照)。

3. ロシア・ミールと土地割替

14, 16世紀初めの北部ロシア（ドヴィナ）には, 以上で見たように, ㋑共同体の崩壊がみられず, そのままで歴史的に前進をたどっており, ㋺「奴隷制・農奴制等々」ならびに「発達した領主直営地」の自立的ウクラードを欠いており, ㋩租税(ポーダチ)についてはドヴィナの黒い土地から大ノヴゴロド侯（大守, 軍権貴族), のちにモスクワ大公に直接支払われていた[1]。こうした特徴は, 西ヨーロッパ中世における「封建制」への移行過程と, そしてまた, 中部ロシアのそれとも異なった類型をみせている。以下, 本章では㋑についてのみしぼって理論的な諸問題を解明しておこう。

ドヴィナの農民共同体における土地所有の原理を歴史範疇上の問題として考察するにあたって, 郷共同体 (волостный мир; волостная община) における農民の以上のような「割持所有」が, 均等で定期的な土地割替という事象を欠いている, ないしはその存在を積極的に根拠づける文献的裏付けがないということには, 今日なお理論上の大きな注意が向けられている。ロシア・ミール学説をめぐる見解の対立と論争点の1つをなしているのがこの問題であって[2], 北部ロシアにおける共同体的土地利用の形成を, 18世後半に「均等土地割替」の採用をまって把握せんとする見解は, 前述のように今

日なお根づよい[3]。

マルクスは，1881年草稿の中で，ロシア・ミールを「社会の原古的構成の最新の型」として表われる「農耕共同体 (commune agricole)」として把握している。そしてこの「農耕共同体」が「ヨリ原古な型」から区別される特徴的な主要三点を，次のようにあげている。

（i） 血のきずなによって束縛されない自由な人間たちの最初の社会集団

（ii） 家屋とその補完物たる屋敷地とが個別に〈私的所有としての〉耕作者のものとなっている。

（iii） 共同体の譲渡しえない所有である耕地は，定期的に共同体成員の間に分割され，従って各人は自分にあてがわれた畑を自分自身の計算で用益し，その果実を個別的にわがものとして領有する[4]。

だが，マルクスの「農耕共同体」規定における根本は，それが本源的所有のうちで「前進的諸時代」の「最初の段階」を示したところの，「固有の二重性」という規定にあることを知らなければならない。つまり，〈共同所有〉と〈分割耕作，果実の私的領有〉との二重性にあるのであり[5]，「定期的に分割云々」には，それほど重大な意義をもたせてはいないようにわれわれには思われる[6]。

ロシアの文書史料上では，農民の間の大衆的な「土地割替」(передель земля) は，17世紀にはじまっていることが確証されるが[7]，散別的にはすでに，旧の大ノヴゴロド・シエロン行政区での土地台帳（1500—1501年）に，ならびにシモン・ミトロポリトの証言（16世紀初め）で，構成員の間での土地の割替もしくは割当てを行なったことについて見られるところである[8]。

ピョートル大帝による人頭税の導入(1722年)は，その後の土地割替の採用を促進したが（18世紀後半に自由な土地の狭隘が感じられるようになって，大ロシアでは到るところの共同体で採用されるようになったが），当時すでに農民の間には，共同体による土地税の割当て慣習と並んで，自由な土地割替 (перераспределение земли) が行なわれていたのである[9]。「国有地農民の間では，土地によって租税を区分する昔からの慣習（ドレーヴニー・オブイチヤイ）が残っていて，ステップ地帯を除く全ての県では，農民たちは初め，土地を地質によって条に分けた[10]」。

農民が耕地と草刈付属地を個々の農家の間で「条（ポロサー）」「地画（ウチヤストウク）」に分割（ポデリーチ）したことについては，すでにポクロフスキーの指摘にもとづいて考察してきたところであるが[11]，コロチンスカヤの研究で今少し補ってみよう。エフィメンコが『人民のくらしの研究』(1884年) 212—213頁で引照した，1612年パニロフ郷村落誌によると，ノヴィンカ村では，共同体が慣習的に土地の量と質の上での配慮をなしてきた[12]。そこでは15世紀末に共同体成員の間に租税の割当てが行われたが[13]，これは，それぞれの農家の地質による土地区分，その大いさを十分に配慮し，それぞれの経済状態（家畜，穀物の数量，働き手の数，副業のあるなし等々）に応じて割付けられている[14]。共同体成員それぞれへのこうした税の割付けの基礎として，村団誌，土地台帳が作成されており，そこに農民が書きしるした地質ごとの土地分割と登記が残されているのである[15]。こうした地方慣習に基づく共同体内部での土地の質と量による土地割替，その土地ごとの税の計算——これは人頭税導入に先立って（さらには1676年の農家課税の採用に先立って）確証できるところである。

こうした割替の慣習は主として，租税の強制割当てに伴なう共同体内部での租税の均等割当ての必要性，人口増加ならびに予備の土地の減少とによって生じたのであるから，その当初はややもすれば，質的というよりも量的なもの，すなわち土地の量的均等だけにあったことは否めない[16]。ドヴィナの「割持所有」の例証でみたように，当時農民は共同体の分割によって得た（開墾での増加での増加分を含めて）「自分の土地」を家族の「遺言利用」とし，空地かもしくは相続者のいない土地についての新たな分割と増加もしくは減少を若干併なっただけであった[17]。北部の黒い農民では，その他に自由な「自分の土地」を所有権移転していた。多くの黒い農民は，こうした「自分の所有地」を自分の「世襲地（ヴオトチナ）」と呼んでいたが，17世紀になると，モスクワの統治はこうした観念を禁じはじめた。それは農民が「自分の土地」を所有権移転することにたいする禁止としてはじまる[18]。こうして農民の土地利用が，漸次相続されて，一定の耕地を占有し，さらに，草刈付属地の分割利用→分割所有となり，土地の地質による算定の要素がこれに加わりはじめていった[19]。耕地，さらには草刈付属地での分割は，地質，地画の形相，地形の起伏，共同体で採用されている輪作，降水量，遠近などの事情を考慮の上なされたのである[20]。

農家の間での土地の分割（ラスプレデレーニエ）は，それぞれの仕方なされた。ある共同体では分割単位で直接，他の多くの共同体では，土地を農家群ごとにまずもって分割し（デリチ）（10～100戸），グループ内でさらに農家ごとに分割した。その分割単位は共同体の裁量にまかせられていたようである[21]。

全ての農家は地画，条の土質ごとに均等に，「自分の土地」を自由使用したが，耕地の登記と計算にあたって，沼地，石の多い土壌で粘土地の谷間といった空地は「耕地」とはみなさず，塩沼地など劣等な土地が割当てられた場合には，共同体はこれを経費で補うか，面積の増加でもってその埋め合わせを行った[22]。農家の間での条，地画の割当てはまちまちに行われ，中央ロシアの諸県では「くじ」でなされた。北部でも一定の付属地に限っておこなわれている[23]。

たとえば，チェレポヴェツ県では，その土地割替について次のようになっていた。三つの畑原耕地（ポーレ）はそれぞれ30の小耕区（デリヤーンカ）に分割されていた。その小耕区は地質によって区分されていて各々同じ大いさになっていた。それぞれの小耕区は30の家長の間で「くじ」で割当てられた。一条のたけの長さは35サージェンで，巾には差異があった。慣習として巾は2サージェンで，家長がこれを2人の者に割当て，4人が巾4サージェンの条を受けとっている。こうした方式では，各家長がそれぞれの畑原耕地で30条を割当てることが出来るので，全部で90条になる。森林中の土地は各家長に6条，牧場は5条が割当てられている[24]。

共同体農民の間での土地割替は，中央ロシアをはじめ農民共同体が長年の実施過程で，領主権力など「封建的所有」に対して慣習的につくり出したという側面を見おとしてならない。北部ロシアの農民の間では，均等割替ではなかったが，共同体単位で適時に地割り（генеральное межевание）が実施されていた[35]。農家に分割利用（所有）されていた北部ロシアについて，共同体的土地利用の慣習がなかったと断論してしまうこともまた出来ないのである。

我々は，北ロシア・ドヴィナ県アンドリヤノフ野営村（スタン）が1665年に行なった「116人の貧農の

請願」を想起することができるであろう。農民たちは，均等原則に基づく全面的な割替の実施，租税支払の軽減について同年ツアリに請願したのである。この時この割替請願に反対した農民は22人いた。ところでこの116人の請願の根拠は，当局によってすでに以前に他の県内の郷で割替が認可されていること，当地では前年の大洪水のためにドヴィナ河に沿ってある所有地が泥におおわれてしまい，所有地境界線が不明になってしまった，というものであった[26]。

この例からこう結論づけることができよう——北部ロシアでも，土地割替は当局の認可の下に，特に苦境（洪水）の場合に限って，地割りとして行われていた，と[27]。このことは，カウフマンが想定したごとくに，割替実施を一義的に「土地の不足」に基づかせることではないにしても，「至上の所有者」＝ツアリにたいする隷属をしいられているロシア北部の黒い郷においても土地再分割動機の存在を示すものといえよう。

共同体の全農家に関係する「共同の」あるいは「昔からの」土地割替は，共同体の決定でなされ，全成員に土地を質と量ともに対等で所有させた。この割替（再分割）を招来した理由は，地域によりさまざまであったようだが，農家成員数の変動，共同体での土地分割の変動，度重なる共同用地の販売，共同体の劣等な地画の販売，および全成員の動機といったことも考えられるのである[28]。

17世紀後半までの新村（ポサド）附近で割替された地画にかんする目録によると，土地割替は単に農村の共同体農民だけではなく，都市の地でも行われており，当時すでに新村近くの耕作地の割替が，条ごとに農民夫婦（チヤゲロ）によってなされており，各農民夫婦は耕地（ポーレ）で条ごとに（三圃地で同数の条を）受けとっていた。この新村近くの割替は，耕作地で10年ごとに，草刈地，牧場では毎年おこなわれた[29]。このように共同体における土地割替は，慣習に従って，地方，所有地，時代によって異なった方法・根拠・範域をもっていた。他面では土地割替は，以上のように変化・変形してはいたが，共同体のうちにとどまり，その本質的な標徴においては同一の性格をもっていた[30]。

「封建国家」が立法的・行政的に，こうした農民の間の土地割替に介入したのは，1722年の人頭税導入を先がけとして，18世紀の60年代に入ってからである。こうした介入の試みは，皇室林野局の事業としてなされ，緊要な農民請願として呼びおこされたのである[31]。そうした農民請願の高名な例が，皇室領ヴァージスキー郷の代表（выборные люди）と農民が1739年1月に提出した「ミールの概要報告」であり，今や人頭税によって農民夫婦（チヤーゲロ）2人分の租税が取り立てられるようになったので，土地測定を「1人分は大きく，他の方は小さく」行うように配慮してほしい，とするものであった[32]。

人頭税が次第に農民共同体の構成に作用して，従来の慣例としての土地割替を再構成したことについては，租税のシステム，「租税的地代」の意義づけと合わせて検討しなければならないが，別稿の課題にまわしたい。

ここで論述しておきたいことは，人頭税導入ならびに1861年の「農奴制」廃止が，さまざまな土地割替と地割りの慣習を根絶するのではなく，その本源的な土地分割方法に「割替（定期，均等）」という形態修正をもたらしたこと，農民共同体の用益に属する土地を量的，質的に均等化し，村（セロ）にいる農民人口によって各々の条を平等の地画で分割しようとする努力を呼びお

こした，という2点である[33]。1861年2月19日の法令は，農民人口の内部生活および土地関係に干渉しなかった[34]。それが指示した「耕地の自己計算と評価」は，本質的には，農民分割地の大いさにかんする問題解決にあたって採用されておらず，また農民のオブローク額についての確定のさいに採用されたのでもなかった。それは，「農奴たる身分」からの農民の解放と，耕作地および他の付属地の量について定めたものであった（法令，地方条令の指示[35]）。

2月19日法令によって地主（ポメーシク）（旧領主）と「前奴隷（農奴）」との関係を定めた証書が作成されたが，その作成と実施は農民の大きな抵抗を呼びおこした。1863年初め頃まで農民は，証書に証明することを拒否したのである。その理由は，買戻し金規定が公証人たる長の所で登記される必要があって，それ自体が農民にとって不動産登記証券の代わりとなったからである。農民分与地の形式的区分基準にもとづいた測定は，地主と農民との間で合意が得られたにもかかわらず，測定は，全農民分与地のわずか七分の一だけにとどまり，規定どおりの測定証書作成はなされなかったもようである[36]。

買戻金の基準については，土地価格，土地からの収入額の規定ではなく，ただ租税（オブローク）の規定のみによった。この〈年一回の租税（ゴロボイ・オブローク）〉とは，農民に分与地をあてがうさいに地主のために法令証書で定められたものであり，時価見積り6％とされていた，つまり16⅔倍であったことになる。租税（オブローク）もまたその中に，㋑土地からの収入額だけでなく，㋺非農業からの稼ぎ（農民の労働所得）を含んでいた。この点でコロチンスカヤは，農民が実際には1861年改革によって，土地だけでなく，とりわけ17世紀以降の「封建的」従属で奪われてきた自分の人格的自由をもまた買戻したという側面について指摘している[37]。このことは事の一面を言いあてているとしても，全体的には，国家に対する負債が農民の経済総体を大きく規定し，マルクスが『1861年のロシア改革と改革後についての覚え書』で指摘しているとおり，結果的には旧領主に対する「経済的従属」を深め，地主地への役馬持参による請負耕作という雇役労働報酬に依存することを余儀なからしめたのである。

ミールの耕作地（мирская полевая земля）は，農民の共同体的土地利用にゆだねられたままであった。そしてそれは，彼らの間で一人当り，夫婦単位およびその他の方法で，割替られるかまたは分割されることが依然として認められた。このように2月19日の法令は，前領主農民の共同体にたいしてさえ，土地割替権を旧来通りにまかせて，共同体が自分の土地関係を整理する機会，なかんずく地主と無関係にミールの耕作地の割替を行なう機会を与えた。同法令が土地割替に付与したのは，ただ一つ，農民間の土地割替にさいして当該村落家長の2/3以上の決議に基づいて許される，ということであった[38]。

1893年までは，農民の土地割替についての法令は存在しなかった。それは，慣習法に沿ってずっと行なわれていたのである。1893年6月8日の法令は，全ての耕地，付属地に至る土地を対等に割当てるこの慣習的な原則を採用して，定期割替の期間を12年に1回と決定した（割替をこの期限以前に行う場合には県の許可が必要である[39]）。

以上，近年の経済史学上のいくつかの研究によって，ロシア・ミールがその「農耕共同体」的構成を維持しつつ，長い歴史過程を通して「割替共同体」を定立してきた経過について素

描してみた。ここで次章に，これまでの検討をふくめ，一応の要約をしておくことにしたい。

1) Покровский, там же, стр. 181, 182. なお，ドヴィナの黒い土地の一部では，15世紀末に農民はオブロークを受け入れはじめている（стр. 182)。
2) Goehrke, ebenda, S. 160, 163, 188～190.
3) Н. В. Устюгов, Инструкция вотчинному приказчику, первой четверти xviii в, Истрический архив Нр. 4, 1949; М. В. Витов, Историко-географические очерки заонежья xvi-xvii веков, Из истории сельских поселений, М., 1962. 鈴木「前掲論文」も参照。
4) マルクス「ヴェ・ザスーリッチあて手紙」および「草稿」(邦訳『全集』19巻，406頁)。
5) 同上，とくに第2草稿（402頁)。
6) これについては次稿で学説史的に全面的に考察する予定であるが，次章の小括で一応の整理を行っている。ミールが「第一形態」の農耕共同体であるとする定義に注意のこと。
7) Колотинская, там же, стр. 140. リペツ郷（ウエーズト）　Ш村（セロ）の例。
8) Там же, стр. 139～140. コロチンスカヤの説が妥当であると思われる。
9) Там же, стр. 140～141.
10) Там же, стр. 141. 史料は，Историческое обозрение 50-летней деятельности Министерства государственных имущество, ч. 2, отд. 2, СПБ, 1888, стр. 47.
11) Покровский, там же, стр. 168～169.
12) Колотинская, там же, стр. 139～140.
13) Там же, стр. 137. 文書史料によると，大公の租税割当ては，ドヴィナの黒い土地にたいして特例的であり，当時や16世紀前半には，ある地方では重く，いくつかの地方では有名無実な性格を帯びていて，また時には黒い土地全体にたいするモスクワ公国の政策上，全然割当てがなされなかった。また，農民の新開墾地（森林中の地面の耕地や草刈場)，新開墾の村落・郷全体については耕地の範域から欠落して見られ，一切のレンタ支払いをまぬがれた（Покорвский, там же, стр. 183～4)。
14) Колотинская, там же, стр. 137.
15) Там же, стр. 138. 共同体内の課税単位は農家であったので，その限り，村団誌は共同体内各農家の土地分割にかんする正確な情報を提供している。
16) Там же, стр. 148.
17) Там же, стр. 148; Покровский, там же стр. 167, 187.
18) Покровский, там же, стр. 186～187.
19) Колотинская, там же, стр. 148.
20) Там же, стр. 148.
21) Там же, стр. 149.
22) Там же, стр. 143, 150.
23) Там же, стр. 150.
24) Там же, стр. 150. 原史料は《Труды местны комитетов о нуждах сельскохозяйственнои промышленности》, т. 25, Новгородская губ., стр. 441.
25) Колотинская, там же, стр. 152.
26) Goehrke, ebenda., S. 178. Н. В. Уотюгов, К вопросу о земельных передалах на русском севере в середине xvii века, Историческии архив, Нр. 5, 1950, стр. 40～49.
27) Goehrke, ebenda, S. 178.
28) 29) Колотинская, там же, стр. 151. см; Г. Ф. Ѣлюменфельд, О формах землевладения в Древней России, Одесса, 1884, стр. 329.
30) Колотинская, там же, стр. 148.
31) Там же, стр. 152.
32) Там же, стр. 152; см, П.П. Дюшен, Уравнительное землепользование и крестьянское хозяйство в Забайкальском крае, м., 1901, стр. 18, 鈴木「前掲」101～103頁も参照。
33) Колотинская, там же, стр. 142. リヤシチェンコ『前掲書』, 320頁。
34) リヤシチェンコ，同上，319頁。
35) Колотинская, там же, стр. 142～143, 地方条令は県群ごとに4つ作成され，農民分与地の大いさを地主の裁量にまかせていた。
36) Там же, стр. 146.
37) 38) Там же, стр. 147.
39) Там же, стр. 153.

4. 一応の結びと展望

本稿冒頭で引照しておいたマルクスのいう「農耕共同体」の標徴的な規定とは，「ヨリ原古的構成」からの歴史的前進の結果として成立した共同体的土地所有，すなわち「農耕共同体」段階に汎通した普遍的内容のものであった。とすれば，それはより具体的には「農耕共同体」という本源的社会の発達段階として，(i) 原古的，本源的構成の最新の型ないしは層という規定，(ii) 原古的，本源的構成の内部に第二次構成（私的所有）への移行要因が形成されている過渡期という二義的な内容と把握される必要がある[1]。「ローマ的，ゲルマン的形態」は (i)，(ii) の両義において，また「アジア的形態」は (i) の一義（ないしは主な規定）において定義される類型を表わしているといえよう[2]。

また，「アジア的形態」には，(i)「アジア的な基本諸形態」の他に，(ii)「変形した（派生的）諸形態」が含まれていて[3]，マルクスもまた，「スラヴ・ロシア」における共同体的土地所有については (ii) の意義においている[4]。だが，同じようにスラヴ共同体，ロシア・ミールと一括されてはいても，①北部ロシアの郷（ヴォーロスチ）共同体，②中部ロシア領主農民の共同体，③南スラヴの同一世帯（ザドルガ）共同体等々といった諸類型をもっているのである。従って，北部ロシアのミールを範疇的に理解するにあたっては，(ii) の①という類型としての理論範疇で定礎する必要があることを知らなければならない（補注）。

『要綱（諸形態）』では，亜「第一形態」（すなわち「アジア的形態の変形形態」）という「スラヴ人の共同体」は，

Ⓐ 「小さな共同体が相互に独立して併存している」

Ⓑ その共同体自身のなかでは，「個人は彼に割当てられた分有地（ロース）で家族とともに独立して働く」

Ⓒ その労働には，「共同の備蓄（いわば保険）および共同団体そのものの経費に充当する（つまり戦争，祭祀等）」のための「一定の労働」が含まれている。

Ⓓ ここに（Ⓒ）「最も本源的な意味での首長領有権」が見出される。

Ⓔ この点（Ⓒ→Ⓓ）に「賦役等」への移行の基礎が伏在している。

Ⓕ 共同体の「共同性」は「家長たち相互の関係」として代表される。

という標徴をもっている[6]。我々はこの規定をスラヴ共同体，「ロシア・ミール」に汎通した形態規定であるとしておこう。とすると，北部ロシアの郷共同体については，

Ⓐ′ 村（ポゴスチ）ならびにいくつかの村からなる郷（ヴォーロスチ）が「一つの共同体」を構成し，ある場合にはいくつかの郷が「事業の統一」のため「ドヴィナの大村（チスロヴォダ）」を構成していた[7]。

Ⓑ′ その共同体のなかで「農家の個人的〔私的〕所有」（屋敷地・耕地および草刈付属地）が確立しており，家族単位で働き，その土地については自由に用益していた[8]。

Ⓒ′ 付属地のうち牧地はほとんど郷の「共同利用」に，シェロン行政区では草刈地もまた郷の共同利用にあった[9]。

Ⓓ′ 農民は大きな所有権を享受していた（Ⓑ′）が，黒い土地の「至上の所有権」は分領侯，大公〔ツアリ〕に所属していた[10]。

Ⓔ′ 「至上の所有者」である大公〔ツアリ〕の力が大きく，大所有者による「賦役労

働」の私的掠奪が抑圧されており，租税の割当てが漸次確立していった[6]。

Ⓕ′ 郷ミールは長(スターロスチ)を選出し，百人長をも推挙して，租税の取り立てをおこなった。長と百人長は郷農民の利害に立って，さらに他の郷ミールとの事業の統一も行った[11]。

といった特徴がみうけられる。©′の私的に分割された付属地（草刈場）における「農家の剰余労働」は，「共同体的必要労働」（©）としての性格よりはむしろ，農家に「私的に領有」されていた部分を含んでいたもようである。擬似的に「私的所有と領有」の「自由な小土地所有」の共同体型となっている。またこうした農民的土地所有から租税として「封建」国家（「至上の所有者」）に収奪される剰余労働の量については，17世紀に至るまできわめて軽微な度合であった[12]。

次に土地割替について，北部ロシアでは「農家の所有地」にたいする共同体の介入は，中央ロシアの領主地ミール（(ii) の②）に比べれば実に弱かった。農民（農家）と郷ミールとの関連は，「農民が郷共同体に連合していた」とポクロフスキーが表現しているような形態的内容にあった[13]。従って，「割替」という慣習もまた，1665年アンドリヤノフ村(スダン)の例証にみられるように「特別な場合」に全面的な地割りとして存在した。また，「スラヴ人の共同体」全体として，「割替（対等，定期）」という性格は17世紀以降，それも人頭税導入（1722年），1861年改革による結果として19世紀も後半に顕著にみられた現象である。このことは，農耕共同体のスラヴ型がもつ類型的な特徴として，理論的に整理される必要がある。このことも合わせて，我々は「ロシア農奴制」のいっそうの展開過程や租税システムの内容とその変遷を検討して，ロシア「封建制」に関連して，さらにはロシアにおける「資本主義化」の問題に及んで19世紀のロシア・ミールについて論じなければならない。別稿を用意せねばならない所以である。

1) マルクス「ヴェ・ザスーリッチへの手紙」および「草稿」，前掲，391頁。福冨正実『共同体論争と所有の原理』（未来社，昭和46年）153頁。
2) 福冨，同上，第3章第2節を参照。
3) マルクス『経済学批判要綱』（邦訳，第3分冊）409～410頁。
4) 望月『前掲書』，430～440頁。
5) Goehrke, ebenda, SS. 27, 73, 160, 173.
6) マルクス，同上，409～410頁。
7) Покровский, там же, стр. 165.
8) Там же, стр. 167. 農民が共同体の他の成員または若干の近隣の村との共同所有・利用にある付属地における「自分の持分」を所有権移転する場合も確証されている。マルクス『資本論』第1巻第8章のドナウ諸公国の例示も参照のこと。
9) Там же, стр. 168.
10) 本稿第2章第1節を参照。
11) Покровский, там же, стр. 116.
12) Там же, стр. 184.
13) Там же, стр. 165.

（完）（昭48年10月）

（補注） ザドルガとロシア・ミールの関係については多くの研究書があるが，Jean Gaudemet, Les communautés familiales, Paris, 1963. 第3章第3節は検討を要する命題を含んでいる。本稿との関連で簡潔に触れると，次の点である。

形態比較分析はあるが歴史範疇的な規定がなされていない。従って，ミール＝村落共同体かつ原古的制度（?!）という把握で，大ロシアの領主地ミールに限定している（Op. cit., p. 156, 157)。ザドルガは家族共同体として「ミール」とは区別されて，中央，東欧とくにユーゴ，ロシアでは南に展開しているスラヴ共同体に限定している（Op. cit., pp. 132-137, 155-156)。ザドルガはそれを構成せしめる基本的なモメントとして血族共同体をもち，首長の権威下に（その権限は絶対的でなく，財産は共同体に属している）血族＝生活・労働＝財産の共同組織体であり，原古共同体の標徴を保持している（Op. cit., pp. 135-141)。